

各市町村長 様
各市町村議會議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしに脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 一★印が懇談の重点項目です

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 第5期の介護保険事業計画策定に当たっては、①介護、②予防、③医療、④生活支援、
⑤住まいのサービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方に基づき取り組みを進めています。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

(回答) 納税された方との公平性に欠くため、制限は止むを得ないと考えております。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 滞納整理機構に移管している滞納者は、収入や財産があっても再三の催告にも応じない方を対象にしています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

(回答) 定員管理計画に基づき、適正な職員配置に努めてまいります。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

(回答)当市の地域防災計画の地震想定は、東海地震、東南海地震、東海・東南海地震連動、養老－桑名－四日市断層帯の4つの地震を想定しておりますが、今後国の中央防災会議や愛知県防災会議等で示される指針等に基づき、当市の実情を踏まえた地域防災計画の修正を実施していきます。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

(回答)備蓄食糧については、計画的に備蓄・配備を行なっております。また、乳児用粉ミルクやアレルギー対応の食糧、食事制限のある方等への対応もできる食糧を順次備蓄していく予定です。

避難所の指定を受けている小中学校の耐震化は、平成22年度に完了していますが、防災拠点である市庁舎は現在耐震化に向けた計画に着手しました。

個人住宅についても国の緊急支援を活用し、耐震改修を促進してまいります。

また、平成23年度からは、木造住宅簡易耐震改修補助制度を実施しております。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

(回答)未だ避難所のバリアフリー化はすべて対応はできておりませんが、福祉施設等と協定を締結しており、障がいのある方等については、専門の設備のある施設へ避難をしていただきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

(回答)社会福祉施設(特別養護老人ホーム及び老人保健施設)との協定により、災害時に福祉避難所として高齢者施設9ヶ所及び障害者施設2ヶ所を設けています。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

(回答)災害拠点病院の役割をしっかりと果たすため、着実な準備をしていきたいと考えております。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

(回答)住民の皆さんによる手作りハザードマップの作成を各自主防災会に働きかけ、避難経路の確認や共助の重要性についてなお一層の啓発に努めるとともに、住民の皆さんの防災意識の高揚につながる情報等の提供を図ってまいりたいと考えております。

⑧防災教育を徹底してください。

(回答)防災講演会や、出前講座等を活用していただき、防災意識の向上や啓発をしています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

(回答)第4期(平成21～23年度)の保険料は所得段階を12段階へ細分化しており、所得に応じた負担区分とし、低所得者への負担軽減を行っています。

第5期の事業計画の策定では介護サービスの増加が見込まれており、必要な財源確保に努めます。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、
介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
(回答)条例により老齢福祉年金受給者や災害等に対する減免措置を行っています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国の負担軽減策や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を通じて軽減を図っていきます。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

(回答)介護予防を含め、地域支援事業の充実を考えていきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)利用者の介護サービスの充実を図るため地域密着サービスとして認知症対応型共同生活介護を市内3か所で事業運営しています。

小規模多機能型居宅介護は1か所事業を行っています。

新たな助成制度は難しいと考えています。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)人口規模から市内3か所が適切と考えています。

また、地域支援事業との連携を考え、医療法人・社会福祉法人への委託が望ましいと考えます。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)国において介護分野での雇用の創出・人材養成のための総合対策の一環として介護職員の待遇改善が図られています。

また、市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを中心となって協議会を設け、勉強会や意見交流会を定期的に開催されており、当市も協力しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)ひとり暮らし登録事業、配食サービス事業、救急キットの配付事業、緊急通報システム事業など高齢者見守り関連サービスを実施しています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)高齢者や障がい者の方が、買い物や通院などにご利用いただけるよう、巡回バスの運行をしております。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答) 閉じこもりや認知症の予防のために、高齢者ふれあいサロン事業を実施しています。より多くの高齢者が気軽に参加できるように会場を増やす計画を検討しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 市営住宅の状況は建設年数もかなり経過しており、高齢者向けの住宅はありません。

現在の市の財政状況を鑑みますと、新たに高齢者向けの住宅を整備することは、困難であると考えます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスでは20年10月に自己負担金を見直し、負担額を軽減しました。同時に週5回の配食を6回に拡充しました。21年度からは食を中心としたアセスメントを実施し自立支援を行っています。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 要介護認定1以上の方を対象としています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 前年の12月末現在で要介護1以上の方に対して「認定申請書」を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 市単独事業としての制度拡大は、現在の財政状況等から困難であると考えます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(回答) 国や県、各市の今後の動向を見守りたいと考えております。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

(回答) 18歳年度末までのすべての子どもを対象とする制度拡大は困難です。県の助成基準に準じて対応してまいります。

②妊娠婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答) 妊娠婦の無料健診につきましては、国の指針に基づき、14回の助成を行っております。今後につきましても、国の指針、また、県、各市の状況等を把握し検討してまいりたいと考えております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民

生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

(回答)財政改革の見直しにより、平成18年度から受給基準を1.2倍から1.0倍に変更しました。現在の財政状況等から引き上げは、困難であると考えます。なお、申請の受付は、市の窓口で受け付けています。民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)学校給食法第11条に基づき保護者に負担していただきたいと、給食費の無料化は考えておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)市民の皆様に不利な制度となることの無いよう、国や県、各市の今後の動向を見守りたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)現在の財政状況等から、これまで以上の繰り入れや減免制度の拡充は困難であると考えます。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)4方式の課税を行っている現在、均等割の対象から除外することは困難です。また、減免制度の拡充も現在の財政状況等から、困難であると考えます。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)現在の財政状況等から、これまで以上の減免制度の拡充は困難であると考えます。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)保険税の減免等については、前年所得から本年所得が減少すると見込まれる方を対象に所得の上限を500万円に拡大し、所得の減少額が2分の1以上から3分の1以上の減少へと緩和し、減免がうけられやすい様に拡大しております。現在の減免要件の緩和拡大は予定しておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて、要綱の規定に基づいて実施しております。短期保険証についても、発行に際しては本人との面談を前提としており、十分に実態を把握して対応しております。今後も安易に発行することのないよう、慎重な運用に努めています。

また、保険料(税)が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。

なお、相談がなく納税していない世帯の18歳(年度末)までの方には、短期保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答)③アで回答

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)③アで回答

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)③アで回答

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 平成20年4月からの減免制度は、平成22年7月から生活保護基準額の1.4倍以内の方を対象とすると拡充いたしました。それ以上の所得のある方への拡大は、現在予定いたしておりません。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答) 国の基準に従い、平成22年4月より住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。なお、課税世帯に対する市独自の減免化は、市の財政状況から難しいと考えます。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

(回答) 国の基準に従い、平成22年4月より住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。なお、課税世帯に対する市独自の減免化は、市の財政状況から難しいと考えます。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

(回答) 移動支援を始め地域生活支援事業における利用者負担については、現在市民税非課税世帯に対し、原則1割負担をお願いしておりますが、平成24年度からの無料化に向かって調整をしておりますので、歩調を合わせて進めてまいります。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

(回答) 市の財政状況から施設での食費、光熱水費の負担を市が独自に軽減することは難しいと考えます。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

(回答) 障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限は国の基準によるもので、今後、国の動向を見守っていきたい。また、地域生活支援事業に対する予算については、サービス利用の増加に対応して年々増額しております。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

(回答) 今年度、第3期障害福祉計画等の策定にあたり、障害者の方、事業者の方を策定委員として選任し、意見を反映できるよう進めています。

市独自の基盤整備は、当市の財政状況を鑑みますと難しいと考えます。

事業所の開設や国等の補助金の利用について、社会福祉法人等から相談があった場合には積極的に支援していきます。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

(回答) 障害者基本法の一部を改正する法律案が平成23年8月5日施行され、国・県に準じて、条例により、審議会、その他の合議制の機関を置くことができるとなりました。

県及び県下の動向を見守っていきたいと考えております。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

(回答) 県及び県下の動向を見守っていきたいと考えております。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式とともに実施してください。

(回答) 40歳以上を対象に特定健康診査、各種がん検診及び歯周疾患検診を実施しています。受益者負担の観点から一部負担金を徴収しております。

検診は集団方式で、10月に胃がん検診、大腸がん検診を各4日間行っています。

また、個別方式で、6月から10月までに特定健康診査、肝炎ウイルス検診、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を、10月から3月までに子宮がん、乳がん(マンモグラフィ検診)の検診を実施しております。

歯周疾患検診は、6月から10月まで、個別方式で歯科医療機関にて実施しております。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 当市では、厚生労働省の検診に関する指針等に則り、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の方を対象として、特定健康診査、各種がん検診及び歯周疾患検診を実施しております。

これらの検診の受診者からは、一部負担金の徴収をさせていただいております。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

(回答) ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)を無料で受けられるように定期予防接種とするよう市長会を通じて国に対し要望しているところです。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種の一部公費助成については、現在考えておりません。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)関係機関と連携を図り、漏給防止に努めます。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

(回答)行っておりません。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答)昨今の経済不況に伴う生活保護世帯の増加に対応するため、平成21年7月に担当職員を1名増員しております。

また、平成22年度及び23年度に、社会福祉課程を専攻した者を募集しております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答)国の動向を見守っていきたいと考えております。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

(回答)国の動向を見守っていきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)国の動向を見守っていきたいと考えております。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

(回答)国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答)国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してくだ

さい。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

(回答)国の方針を見守っていきたいと考えております。

以上